

## 支払決済法（手形・小切手法）

### 【教科書】

小塚莊一郎＝森田果『支払決済法（第2版）』（商事法務、2014年）

山下友信＝神田秀樹『商法判例集（第7版）』（有斐閣、2017年）

### 【参考書】

神田秀樹＝神作裕之『手形小切手判例百選（第7版）』（有斐閣、2014年）

大塚龍児＝林立身＝福瀧博之『商法Ⅲ—手形・小切手（第4版）』（有斐閣、2011年）

東京手形交換所規則（available at

[https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/clearing/tokyo/tokyo/rule\\_tokyo\\_1.pdf](https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/abstract/clearing/tokyo/tokyo/rule_tokyo_1.pdf)）

## I. 総論

### 1. 支払・決済手段と法

#### 1. 1. 支払決済法の意義

支払い（payment）と決済（settlement）

支払決済法の機能

①資金移動手段の提供：現金の保管・運搬・ハンドリングコストの軽減

金銭的価値の最終的な移転の確保

→支払・決済手段としての確実性・受容性

資金移動に伴う様々なリスクの配分

E.g. 紛失・盗難、偽造・なりすまし、原因関係上のトラブル

②信用供与手段の提供：現金が手元になくても購入できることのメリット

消費者の割賦弁済と事業者間の取引信用

支払を猶予する売主側の負担→債権譲渡による換金または立替払いが必要

→債権の譲受け・立替払いを容易にするための仕組みの整備

システムとして大量の処理が必要→効率性と安定性の重視

←→個別の訴訟におけるバランスのとれた解決

## 1. 2. 様々な支払・決済手段

### ①資金移動の手段

現金、現金書留

小切手、為替手形

銀行振込

プリペイドカード、電子マネー

代金引換え、コンビニ収納代行、資金移動業 (e.g. Line Pay)

\*決済の当事者と決済機関

### ②信用供与の手段

支払猶予 (指名債権)

約束手形

電子記録債権

クレジットカード

## 1. 3. 支払・決済手段の分類の視点

媒体の性質：紙か電子情報か

利用者の限定の有無：ユニバーサル型かネットワーク型か

発行機関への毎回還流の要否：オープンループ型かクローズドループ型か

## 1. 4. なぜ手形法・小切手法が重視されてきたのか？

国内：銀行システムと結びついた取引信用の手段としての約束手形

発行枚数は年々減少、新しい支払・決済手段による代替

Cf. いわゆる手形理論について

国際：送金・取立手段としての為替手形

## 2. 手形・小切手の経済的機能

### 2. 1. 現金

運搬・管理のコスト

資金繰り・流動性のコスト

## 2. 2. 小切手

支払（送金）の手段：現金の代用物  
支払委託証券

\*送金手段についての日本とアメリカの違い

## 2. 3. 為替手形

送金・取立の手段  
支払委託証券

\*荷為替手形

## 2. 4. 約束手形

信用の手段  
支払約束証券

\*譲渡によるファイナンスの促進と手形の「輻転流通」

## 2. 5. 単なる支払委託・支払約束との違い

### ①有価証券性

有価証券：財産的価値のある私権を表章する証券であって、権利の（発生）・移転・行使が証券によってなされることを要するもの。

有価証券化の意義

権利関係の明確化

譲渡の容易化

権利行使の容易化

\*ペーパーレス化

権利の発生：設権証券性

権利の移転：法律上当然の指図証券性（手11条・77条1項1号）

権利の行使：呈示証券性と受戻証券性（手38条1項・39条1項・77条1項3号）

②支払を促進するための制度

手形訴訟（民訴 350 条以下）

銀行との結びつきと取引停止処分

当座勘定契約と当座勘定規定（S324 頁以下）

手形交換所

銀行取引停止処分（東京手形交換所規則 62 条）

③譲渡の効力の強化

裏書人の担保責任（手 15 条・77 条 1 項 1 号）

\* 手形割引と集合債権譲渡担保

善意取得（手 16 条 2 項・77 条 1 項 1 号）

人的抗弁の切断（手 17 条・77 条 1 項 1 号）